



浄化槽をお使いの皆様へ

～適正な維持管理をお願いします～

浄化槽とは？

各家庭の敷地内に設置され、微生物の働きなどを利用して汚水を浄化する施設です。

浄化槽には次の2種類あります。

単独処理浄化槽

- し尿のみ浄化する
(トイレのみ接続されている)
- 生活雑排水はそのまま河川に
流される



浄化槽管理者が
維持管理を行う必要があります

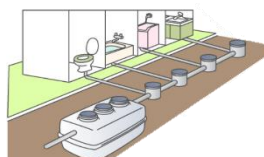


【出典:環境省HP】

合併処理浄化槽

- 家庭から出る生活雑排水を
浄化する

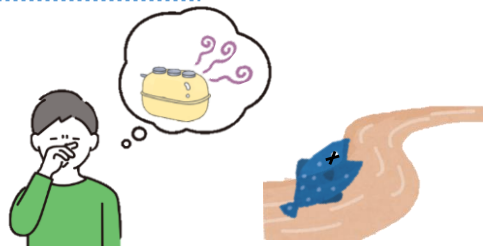
※単独処理浄化槽より水の汚れを
8分の1に減らせる！



※維持管理に対する補助金制度もご活用ください！

管理をしないと…

- ・ 汚泥が溜まってしまい、臭いの原因に…！
- ・ きれいにできないまま流れてしまうと、
水環境も悪くなってしまう…！



管理方法

次の3点を行うことが法律で義務付けられています。
まずは、各専門業者にご連絡ください！

清掃



(有)葉山興業
046-875-0643
(有)葉山衛生社
046-875-3075

保守点検



県の登録を受けた浄化槽保守点検業者など詳細
については、下記へお問い合わせください。

鎌倉保健福祉事務所
0467-24-3900

法定検査



(公社)神奈川県生活水保全協会
045-830-5721

【出典:環境省HP】

※公共下水道に接続可能な地域の皆様で浄化槽をお使いの方は、速やかに
公共下水道への接続をお願いいたします。

【問い合わせ】 葉山町環境課 046-876-1111

合併処理浄化槽維持管理費補助金

合併処理浄化槽をお使いの方で、浄化槽を適正に維持管理している方に対し、補助金を交付します。

対象地域

- ・市街化区域で下水道が供用開始されている区域以外の町内全域
- ・市街化調整区域の町内全域

※対象地域かどうかは、葉山町環境課までお問い合わせください。

対象者

対象地域内の住宅（集合住宅を除く。）において合併処理浄化槽（5～10人槽）を適正に維持管理している浄化槽管理者で町税を滞納していない方。

補助金額

- ・市街化区域 … 7,500円
- ・市街化調整区域 … 17,500円

詳しくは、
町ホームページもご覧ください ▶▶



必要書類

申請をする前日から過去1年分の下記6種類の書類をご提出ください。

- ☐ 申請書（窓口での配布又はHPよりダウンロード）
- ☐ 清掃に要した費用の支払いが確認できる書類（コピー可）
- ☐ 保守点検に要した費用の支払いが確認できる書類（コピー可）
- ☐ 保守点検を実施したことが確認できる書類（保守点検記録票等）のコピー
※1年間に3回行った場合は3枚、1年間に4回行った場合は4枚、ご提出ください。
- ☐ 法定検査の検査結果を確認できる書類（設置状況検査票又は維持管理状況検査票）のコピー
- ☐ 法定検査に要した費用の支払いが確認できる書類（コピー可）

